

ア ジ ア 室 通 信

2017年4月

70号



CONTENTS

【トピックス】

- 中国における外資企業に関する法改正 1
 弁護士法人東町法律事務所 弁護士 麦 志明

- 在アジア日系子会社の人材戦略～750社に対する調査結果から（第2回/最終） 5
 株式会社ジェイエシーリクルートメント
 海外進出支援室 室長 佐原 賢治

- 中国における一部化粧品輸入手続緩和について 9
 みなと銀行 国際業務部 アジア室

【みなと銀行からのお知らせ】

- FBC 上海 2017 ものづくり商談会出展者募集 11
- Mfair バンコク 2017 ものづくり商談会来場案内 12

【アジアビジネス情報】

- アジアニュース・主要経済指標 13

みなと銀行国際業務部アジア室

1. 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。 2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。 3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。



中国における外資企業に関する法改正

弁護士法人東町法律事務所
弁護士 麦 志明

みなさま、初めまして。弁護士法人東町法律事務所の麦志明と申します。

このたび、みなと銀行様からご縁をいただき、アジア室通信に寄稿させていただくことになりました。

弊所は、神戸を本拠とする法律事務所であり、現在は東京と今治にも支所を有しております。2000年代から上海交通大学や他の法律事務所と共同で日中のビジネス法務について共同講義を行うなど、中国法務に携わってまいりました。

年々拡大する企業様の中国法務に対するニーズにお応えするべく、2016年、現地拠点として上海にコンサルティング会社(東町商務コンサルティング(上海)有限公司)を設立し、より多様な中国法務のニーズにお応えすることが可能となりました。

さて、中国は「近くて遠い国」と言われています。確かに、社会の体制、法律の体系、ひいては人々の考え方については、日本人の「常識」と相容れない部分があることは確かです。しかしビジネスの世界では、もはや日本と切っても切れない関係にあります。相容れない部分があるからと言って全く関係を持たないということは、もはや不可能に近い状態にあると言ってもよいでしょう。

このような状態である以上、中国法務に関する理解は現地企業との取引や現地子会社の管理という点からも不可欠です。弊所の寄稿するコラムでは、皆様の業務の一助として中国法務に関するトピックを紹介させていただきたいと考えております。

第1回は、2016年9月から10月ころにかけて、中国における外資企業に関する規制が大きく変更された点を取り上げます。

2016年9月3日、全人代常務委員会により、「中華人民共和国外資企業法」等4つの法律の改正に関する決定がなされ、外国資本の企業に関する三大法である「外資企業法」(外国からの資本だけで設立されるいわゆる「独資会社」等に関連する法律)・「中外合資経営企業法」・「中外合作経営企業法」が改正され、同年10月1日に施行されました。(※注①) これまでは外資企業の設立・解散等については、全て商務部の審査・認可が必要であるという認可制が採用されていたのですが、今回の法改正により原則として、届出・管理制に改められました。

※注①:「4つの法律」の残り一つの法律は台湾からの投資に関連する法律であるため、本コラムでは割愛する。

これにより、従来、いわゆる「自由貿易区」で行われていた外資企業に対する届出管理制度は廃止され、こちらの制度に一本化されることになりました。

すなわち、従前、外国からの投資（日本からの投資を含む）により、中国において外国資本だけで会社を設立したり、中国資本と共に合弁企業・合作企業を設立したりする場合、まず商務部門の審査を受けて認可を得なければならなかったのですが、今後は原則、事前に設立予定の企業の名称についてその使用許可を受け、その後商務部門が設置する届出機関に対してオンラインによる届出をするだけで会社の設立登記ができるようになります。

（実際には、事後にこれらのオンライン届出を行った際にスキャンデータとして提出した書類の原本と商務部門が発行したオンライン登録確認済書（中国語で「備案回執」）を現地の工商局に提出すると登記が完了し、営業許可証が発行されることとなります。）

また、増減資、持分譲渡（投資者の変更）、合併、分割、解散についても、これまでは全て商務部門の審査・認可が必要でしたが、今後は同部門への届出だけで登記が可能になります。

これにより外国投資者による新規投資や撤退については大幅に手続が簡略化され、またスケジュールの予測可能性が高まることが期待されています。但し、撤退時における従業員解雇に関する労働部門との折衝や税務登記抹消に伴う税務局による税務調査という2大障壁については今回の改正の影響を受けませんので、この点については注意が必要です。

また今回の改正とは無関係ですが、撤退に関しては簡易登記抹消手続（営業許可証を取得した後に経営活動を実施していないか、もしくは債権債務が全く発生していないまたは発生した全債務を弁済した会社が対象）も併せて運用が開始されておりますので、こちらに該当する場合はより容易に撤退を完了させることができます。

今回の改正については、例外も定められています。まず外資企業の行っている業務が、国务院が定めた「参入許可特別管理措置」による規制をうける業種に該当する場合には、これまでどおり商務部門の審査・認可が必要です。2016年10月8日に中国の商務部等が発表した公告によれば、「参入許可特別管理措置」については外商投資産業指導目録（2015年版）（※注②）に記載された業種のうち、外国資本による投資を制限する業種（制限類）、禁止する業種（禁止類）、そして奨励する業種（奨励類）のうち持分割合や高級管理者についての制限が課されているものについては、同指導目録の記載に従って、従来と同様に商務部門の認可が必要であるとされています。

※注②：2017年2月24日現在。なお、2016年12月7日付で外商投資産業指導目録（2016年版）の意見徴収稿が公布されているため、近々外商投資産業指導目録（2015年版）は改正される可能性が高い。

なお、いわゆる「自由貿易区」においては、今回の改正前から上記の外商投資産業指導目録（2015年版）とは異なるリストが採用されておりましたが、この「自由貿易区」用のリスト（※注③）は今回の改正後も継続して「自由貿易区」で使用されるとのことです（この点については、今回の改正では明文化されておりません）。

また外国企業が中国内資の企業を買収する場合や、中国国内で設立された外資企業がその資金で再度中国国内に投資する再投資（現地孫会社の設立等）の場合については、今回の改正後も商務部門の審査・認可が必要とされていますので、この点は注意が必要です（※注④）。

最後に、今後の外資企業に対する届出・管理についてですが、既に中国で設立・運営されている外資企業のうち「参入許可特別管理措置」が適用されない外資企業については、今後、変更を届出なければならない事項について、その届出が完了すると、設立時に取得した「外商投資企業批准証書」は失効し（おそらく変更届出時に「外商投資企業批准証書」を返納することになると思われます）、その後は上記の届出管理制度が適用されることになります。

今回の法改正により、中国における外資企業の設立・解散等の重要な手続は全般的に簡素化されましたが、中国は大きな法改正・施行をした後に細則やこれに合わせたシステムを整備する傾向があります。上記三法と関連する細則等は数多く存在しており、今回の改正だけで関連する全ての規定の修正が完全に終了したとはまだ断言できないことや、オンラインシステムの準備がどの程度完了しているのか明らかでない部分もありますので、その整理・改定やシステムの準備に時間がかかる可能性もあり、地域によってはしばらく現場が混乱することも予想されます。

最後になりましたが、弊所では独自のノウハウや中国の法律事務所・会計事務所とのネットワークを通じ中国法務に関連したサービスを提供しておりますので、今回の改正に限らず、中国法務についてご相談がありましたらお気軽にお声かけください。

※注③：従来は、各自由貿易区において、それぞれ独立した（ネガティブ）リストが制定されていたが、今回の改正に伴い全ての自由貿易区におけるリストは統一されることとなった。

※注④：但し、買収や再投資について認可がなされた以降については、通常の外資企業と同様に届出管理制度が適用される。

【筆者プロフィール】



麦 志明 (ばく・しめい)

弁護士法人東町法律事務所パートナー弁護士、
東町商務コンサルティング(上海)有限公司董事長代理、
駐大阪中国総領事館法律顧問。

弁護士法人東町法律事務所 (神戸事務所)

china@higashimachi.jp

神戸市中央区京町 80 番クリエイト神戸 10 階

TEL : (078) 392-3100 (代) / (078) 333-3383 (中国語)

【海外拠点】

東町商務コンサルティング(上海)有限公司

名 称 東町商务咨询(上海)有限公司
所 在 地 上海市静安区南京西路818号(818広場)17階
Jitaビジネスセンター(吉答商務中心)1738室



アクセス

電 話 021-52030388 儲翔律師携帯電話 136-0178-7619

メール china@higashimachi.jp

地下鉄2号線 南京西路駅 2号出口 右手斜め向かい 徒歩1分





在アジア日系子会社の人材戦略

～750 社に対する調査結果から(第2回/最終)

株式会社ジェイエイシーリクルートメント
海外進出支援室 室長
佐原 賢治

多くの日本企業にとって難しいとされる現地の中核人材の確保は何が難しいのか、うまく人材確保を行なっている企業はどのような手を講じているのか、われわれ JAC Recruitment が昨年 10 月に実施した調査結果(※注①)をもとに、前号では「募集活動」と「給与条件」に関する留意点について述べました。今号では、後半として、現地の幹部候補人材の育成の状況について前回も用いた調査結果をもとに解説します。

2-1. 経営現地化は道半ば

現地市場を開拓し、その地に根差したビジネスを行なうため、一方で住宅費や子女の教育費まで、人数に比例して嵩む「駐在員コスト」を低減するため、多くの日系企業が海外拠点に派遣する日本人駐在員数を極力減らして「経営現地化」を進めようとしています。データ上では、欧米地域に比べ、アジア地域において日系企業の経営現地化は進んでいないと言われますが、実態はどうなのでしょう。

調査結果によると、「将来、現地人材を役員以上の職位に登用する予定である」とするのは回答企業全体の 54%にあたる 405 社でした。うち、既にそれが実現されているのは 229 社で、これは「登用する予定である」とする企業の 57%にあたります。(図表 2-①) という意味で、アジアにおける日系企業の経営現地化は“道半ば”であると言えます。

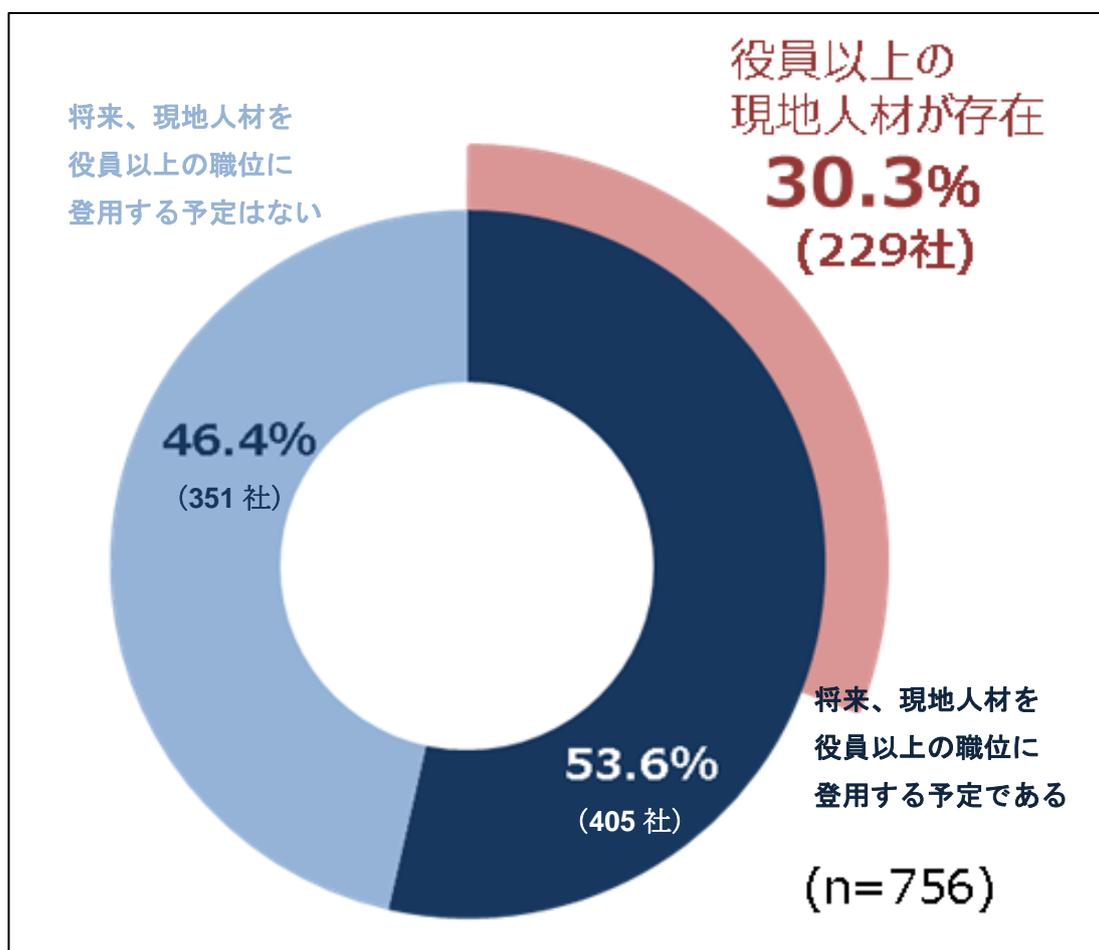
現地人材の役員や部長が存在する企業の割合は、概ね進出時期に相関しており、このことから、進出からの時間の経過とともに徐々に人材が育ち、上位の役職へと登用される場合が多いという実態が想像されます。まさに、「経営現地化は一日にしてならず」です。

各社に行なったインタビューでも、マネージャークラスの人材を中途採用(即戦力採用)することは極めて一般的であるものの、部長や役員の間即戦力人材を採用し、組織に適合させるのは現実的ではないという意見が支配的でした。

※注①：シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、インド、中国、香港の日系子会社 756 社から回答を得、30 社に対して現地でのヒアリングを行なった。

図表 2-① 経営現地化の現状

(現地人材を役員以上の役職に登用したいとする企業の割合と、その中で既にそれが実現されている企業の割合)



マネージャーやアシスタントマネージャーに期待されるのは、実務のマネジメントやナショナルスタッフに技術や仕事の仕方を教えることが中心ですが、部長や役員になると、より高度な判断業務や「管理職のマネジメント」など、全社（本社）の方針や理念に対する十分な理解なしには行なえないような役割を担うことになります。外部人材市場から、それが「できる」と確信できる人材を探すことが簡単でないことは容易に想像できます。

2-2. 日本本社の役割と課題

従って、多くの企業がマネージャーやアシスタントマネージャークラスの人材を採用し、その中で頭角を現す人材を幹部候補人材として育成しています。インタビューを行なった企業において、現存する役員クラスの人材は、マネージャーとして採用され7～10年程度の時間軸で部長（ゼネラルマネージャー）や役員（ダイレクター）へと登用されているケースがほとんどでした。

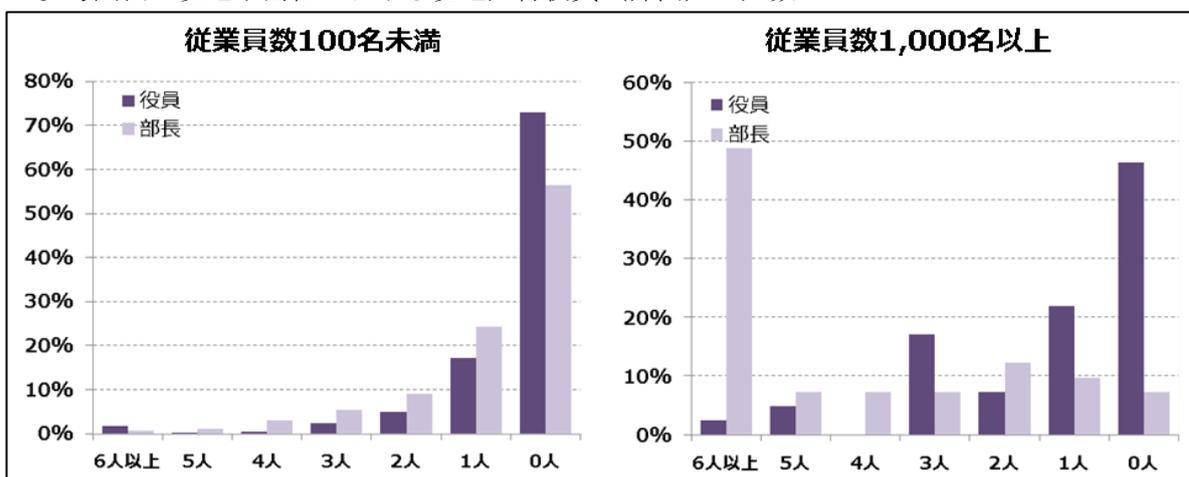
そしてその育成プロセスで、「日本本社に派遣してトレーニングを行なう」とする企業が増えています。（「役員以上に登用したい」とする企業の40%、1年前の調査では25%）この派遣は、「新たな能力開発機会となる」、「経営幹部候補としてアサインされたことに対する誇り」という意味で本人のモチベーションを大いに高めることができる一方、その効果は日本本社側の受入れ体制、特に関係者の語学力や異文化理解に強く依存します。

それに対して、多くの企業では海外の事業環境に対する理解や語学力を含めた異文化コミュニケーションのスキルが、数少ない海外赴任経験者のみに偏って存在しており、スキルやテクニック、考え方などを「教える力」と、異文化コミュニケーション術とを兼備した人材は少ないものです。また実務においても、海外子会社に対して管理や指導、支援を行なう役割を担う日本本社の管理職クラスに語学力が乏しく、結果として、現地子会社の幹部候補は必然的に「日本語ができる人材」ということなる場合が多いようです。このことが現地幹部候補人材の確保を一層難しくしているのに加え、現地優秀人材（日本語はできないが優秀な人材）の意欲を削ぐ場合も多いのです。経営現地化を進めるためには、日本本社の側が一層国際化しなければならないというのが筆者である私の持論であり、多くの海外駐在員の方々も口を揃えるところです。

最後に、アジアに進出している多くの日本企業が課題として挙げるのは「脱・日系依存」です。国内の大手取引先に随伴してアジアに進出した中堅中小企業を中心に、各国の現地企業や外資系企業の現地子会社を顧客として開拓することにより、事業を拡大しようと目論む日本企業は少なくありません。現地企業のキーパーソンと交渉したり、関係構築を行なったり、真に現地市場に求められる製品やサービスを開発するためには、優秀な現地人材を中心とした組織作りが欠かせません。言い換えれば、「人が採れない」、「人が育てられない」、「人が辞める」といった人材確保に関する問題点を解決できなければ、現地事業の更なる拡大が覚束ないということです。

日本本社からアジアの子会社や事業を見守る経営者の方々、人事部門長の方々には、ぜひとも「アジア人材市場の今」を常にタイムリーに把握するご努力を行なった上で、現地での人材確保（採用や育成）を強力に支援していただきたいと思います。

<参考図表> 現地子会社における現地人材役員（部長）の人数



【会社概要】

<JAC Recruitment>

1988 年設立。アジア 9 ヶ国にグループ会社をもつ人材紹介会社。日系海外進出企業に対する海外事業の即戦力人材の紹介を行っている。

【筆者プロフィール】



佐原 賢治（さはら けんじ）

株式会社ジェイエイシーリクルートメント
海外進出支援室 室長

1990 年同志社大学商学部卒業。国内企業人事部門で主に「人材採用（新卒、中途、海外留学生等）」に携わった後に 2000 年 JAC Japan（現 JAC Recruitment）入社。国内外資系企業向け人材紹介コンサルティング（東京、大阪）、日系製造業向け人材紹介コンサルティング（東京、大阪、福岡）の後に本社人事部長、エグゼクティブ紹介部門を経て 2011 年より現職。海外事業展開に伴う人材採用に対する各種情報提供（年 350~400 社訪問）を行なう傍ら、東南アジアの日系企業における人材面の課題に関する調査を行っている。

★文中で引用いたしました、アジア 8 ヶ国の日系子会社に対する調査結果をまとめた「アジア人材戦略レポート 2017」をお求めの方は、下記までお気軽にご連絡下さい。（無料）

JAC Recruitment 神戸支店 078-262-9221（担当：藤田、小川）

中国における一部化粧品輸入手続緩和について

みなと銀行 国際業務部 アジア室

中国では経済の発展を目的とし、より柔軟な管理制度を適用することによる外国資本・商品の参入を推進する動きが広がっています。貿易や投資などの規制緩和を進める実験場「自由貿易試験区」がある上海市浦東新区では、国務院が2016年4月19日付で『上海市浦東新区における関連行政法規および国務院文書が規定する行政審査批准等の事項の暫時調整に関する決定』（国発〔2016〕24号）を公布し、2018年12月21日まで、11件の行政法規・行政審査批准等の事項が暫時停止されました。

その中の停止事項に「化粧品衛生監督条例」（衛生部令第3号）などで規定されていた非特殊用途化粧品の初回輸入に対する行政許可が含まれていましたが、停止後の手続きは定まっていませんでした。

今般、2017年1月10日付で『上海市浦東新区における非特殊用途化粧品輸入の備案管理試行実施関連事項に関する公告』（2017年第7号、以下「7号公告」）が公布され、非特殊用途化粧品の初回輸入手続きに関して、現行の審査制から備案制（届出制）への変更が可能となりました。さらに2017年1月17日付の『上海市浦東新区の非特殊用途化粧品輸入備案管理業務の手順（暫定）公布に関する公告』（2017年第10号、以下「10号公告」）にて、7号公告の具体的な備案管理方法を補足しています。

今回の規制緩和により、新製品の輸入期間の短縮等が期待されます。

【非特殊用途化粧品】

以下特殊用途に該当しない化粧品。

特殊用途…「育毛、髪染め、パーマ、脱毛、バストケア、シェイプアップ、消臭、シミ取り、日焼け止め」

【審査制、備案制】

審査制…当局による審査批准が必要

備案制…届出制度。申請資料の形式審査を以って輸入可。備案後3ヶ月以内に関連当局が監査検査を実施。資料の不備が発見された場合、追加資料の提出などが必要

【各適用条件】

	審査制	備案制
輸入通関地	中国全国の各港湾	上海市浦東新区の港湾
中国国内責任者の登記地	中国国内	上海市浦東新区
適用期間	制限なし	2017年3月1日～2018年12月21日
根拠規定	国食薬監許 [2009] 856号 等	7号公告、10号公告

※中国国内責任者…輸入販売代理店等

※7号/10号公告の適用条件に該当する場合、審査制あるいは備案制のいずれかを選択可

【その他】

- ・ 審査制で批准されなかった製品は、備案制による輸入も不可
- ・ 初回輸入の備案後、同一製品を上海市浦東新区以外の港湾にて輸入する場合、備案した製品情報を取り消し、改めて審査制による輸入申請が必要
- ・ 備案時の当局宛申請資料については、審査制で要求される製品サンプル以外は同様。安全性評価についても変更なし
- ・ 備案の有効期限については、現在時点不明確。
※審査制の場合、輸入批准書の有効期限は4年
- ・ 施行適用期間終了後、全国へ拡大する可能性も示唆されている

以 上

【出展企業募集中！】



第20回 FBC 上海 2017 ものづくり商談会

☆日系出展企業で中国最大規模の製造業イベント

(2016年実績：出展447社、来場者24,900名)

☆事前マッチングにより効率の良い商談を実現



中国での部材調達、販路拡大にご興味のある**製造業、ソリューション企業**（製造業企業にサービス、商品を提供する非製造業企業）様は、是非ご参加ください。

■開催日時 2017年9月21日(木)～23日(土)

■主催 ファクトリーネットワークチャイナ

■会場 国家会展中心（上海）2号館（中国上海市崧澤大道333号）

■出展費用 8,500元/ブース（約140,000円 ※1元=16.5円で試算）

上記はみなと銀行を經由してお申込された場合の費用です。

お客様から主催者への直接のお申込の場合、以下会員である必要があります。

【FNAメンバーシップサービス会員】…主催者が販路拡大・調達支援の年間サービスを提供

ベーシック会員（年会費4,000元）：出展費用11,000元

シルバー会員以上（年会費10,000元～）：出展費用8,500元

※日本での国内振込は請求日前月末の三菱東京UFJ銀行発表のTTSレートを適用。
日本円支払時は5%事務手数料が発生。振込手数料は別途出展者ご負担となりますので予めご了承下さい。

■申込期限 2017年5月31日(水)

■共催 みなと銀行 ほか地方銀行および自治体など 合計32団体

■出展特典 当商談会に出展頂いた企業様は、以下イベントに**無料出展可能**

①「FBC 昆山 2017 ものづくり商談会」(2017年5月17日(水)～19日(金))

※2017年3月31日(金)までに「FBC 上海 2017 ものづくり商談会」へ出展申込された企業様が対象

②「FBC 広州 2017 ものづくり商談会」(2017年11月開催予定)

※2017年5月31日(水)までに「FBC 上海 2017 ものづくり商談会」へ出展申込された企業様が対象

※お申込み・お問い合わせは、みなと銀行国際業務部アジア室 (TEL:078-333-3283)
または、お取引店の担当者までお申し出ください。

【来場案内】



第4回 Mfair バンコク 2017 ものづくり商談会



タイ・バンコクにて製造業のビジネス拡大と交流を目的とした
マッチング商談会が開催されます。是非ご来場ください。

【開催概要】

開催日時：2017年6月21日(水)～23日(金) 10:00～18:00

場 所：BITEC Hall 105 (タイ・バンコク市内)

市内中心からタクシーまたはBTS(高架鉄道)で約30分

BTS バンナー駅より徒歩約5分

《住所》88 Bangna-Trad Road (Km.1), Bangna, Bangkok

《URL》<http://www.bitec.co.th/default-en.html>

規 模：出展191社、来場者約7,000名(2016年実績)

出展企業：日系製造業、ソリューション企業(製造業企業にサービス、商品を提供する非製造業企業)

☆商談会開催に合わせ、お取引先向け以下イベントを開催します(予定)

①懇親会

②商談会会場視察・出展先紹介

③提携先(カシコン銀行)・関係機関(タイ投資委員会(BOI))・現地企業等訪問

※詳しくは、みなと銀行国際業務部アジア室(TEL:078-333-3283)までお申し出ください。

アジアニュース・主要経済指標

【ベトナム】

同国統計総局は、2017年1～3月期の国内総生産（GDP）伸び率が前年同月比5.10%だったと発表した。製造業、建設業が好調を維持し、外国企業の投資も活発だったものの、塩害による農業生産の伸び悩みが影響し、前年同期の5.48%を下回った。同局は、経済について「引き続き活況」としたものの、食品を中心とした物価上昇の兆しや、気候変動が農業に及ぼす影響を懸念要因として挙げている。

【タイ】

同国投資促進委員会（BOI）は、電気自動車（EV）の製造、重要部品の輸入に対し、最長10年間法人税を免除する投資優遇措置を決定した。EVは、タイ政府が産業高度化を目指し優先的に誘致・育成を進める戦略産業の一つであり、今回の措置により国内開発・普及を急ぐ方針。

【シンガポール】

同国情報通信相は、デジタル社会の進展に伴い、2018年までにサイバーセキュリティー分野で新たに2500人の雇用が創出され、2020年までに約9億シンガポールドル（約720億円）規模の産業になる見通しを明らかにした。高度化するサイバー攻撃がセキュリティー分野の需要を高めており、同国における新たな成長分野になると予想されている。

【インドネシア】

同国経済調整相は、世界銀行が毎年発表している「世界各国（全190カ国・地域）のビジネス環境ランキング」で、順位を現在の91位から40位まで上昇させる方針を明らかにした。ランキングは、開業や建築許可手続き、納税などビジネス上の規制改革を国・地域別に評価している。今後同国は地方分権化を進め、地方政府に移管した各種権限について中央政府が基準や達成ノルマを制定する予定。

※「ビジネス環境ランキング2017（全190カ国）」抜粋

順位	国名	順位	国名	順位	国名
2	シンガポール	23	マレーシア	91	インドネシア
4	香港	34	日本	130	インド
5	韓国	46	タイ	131	カンボジア
8	米国	78	中国	139	ラオス
11	台湾	82	ベトナム	170	ミャンマー

■通貨（対ドル為替相場、年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	JPY	CNY	HKD	KRW	TWD	SGD	THB	MYR	VND	IDR	PHP	INR
2012年12月	86.10	6.2316	7.7506	1,065.26	29.011	1.2214	30.578	3.0566	20,835	9,637	41.005	54.7850
2013年12月	104.99	6.0556	7.7539	1,052.43	29.823	1.2641	32.765	3.2785	21,105	12,173	44.390	61.8553
2014年12月	119.44	6.2052	7.7545	1,087.60	31.642	1.3217	32.880	3.4965	21,388	12,412	44.788	63.1253
2015年12月	120.38	6.4935	7.7509	1,176.01	32.828	1.4131	36.058	4.2935	22,475	13,850	46.870	66.1590
2016年12月	116.96	6.9502	7.7559	1,207.82	32.254	1.4468	35.799	4.4862	22,761	13,473	49.730	67.9250
2017年1月	112.80	6.8659	7.7590	1,161.60	31.362	1.4098	35.208	4.4285	22,593	13,352	49.765	67.8650
2月	112.77	6.8654	7.7624	1,130.35	30.652	1.4032	34.905	4.4405	22,764	13,336	50.220	66.6900
3月	111.39	6.8780	7.7709	1,118.40	30.328	1.3971	34.365	4.4255	22,755	13,326	50.200	64.8500

■株価（年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	日経平均 株価	上海総合 指数	香港 恒生指数	韓国総合 株価指数	台湾加権 指数	ST指数	SET指数	クアラルンプール 総合指数	ベトナムVN 指数	ジャカルタ 総合指数	フィリピン 総合指数	NIFTY 指数
2012年12月	10,395.18	2,269.13	22,656.92	1,997.05	7,699.50	3,167.08	1,391.93	1,688.95	413.73	4,316.69	5,812.73	5,905.10
2013年12月	16,291.31	2,115.98	23,306.39	2,011.34	8,611.51	3,167.43	1,297.71	1,866.96	504.63	4,274.18	5,889.83	6,304.00
2014年12月	17,450.77	3,234.68	23,605.04	1,915.59	9,307.26	3,365.15	1,497.67	1,761.25	545.63	5,226.95	7,230.57	8,282.70
2015年12月	19,033.71	3,539.18	21,914.40	1,961.31	8,338.06	2,882.73	1,288.02	1,692.51	579.03	4,593.01	6,952.08	7,946.35
2016年12月	19,114.37	3,103.64	22,000.56	2,026.46	9,253.50	2,880.76	1,542.94	1,641.73	664.87	5,296.71	6,840.64	8,185.80
2017年1月	19,041.34	3,159.17	23,360.78	2,067.57	9,447.95	3,046.80	1,577.31	1,671.54	697.28	5,294.10	7,229.66	8,561.30
2月	19,118.99	3,241.73	23,740.73	2,091.64	9,750.47	3,096.61	1,559.56	1,693.77	710.79	5,386.69	7,212.09	8,879.60
3月	18,909.26	3,222.51	24,111.59	2,160.23	9,811.52	3,175.11	1,575.11	1,740.09	722.31	5,568.11	7,311.72	9,173.75

■政策金利（年末・月末時点）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	3Month- TIBOR	1年物 貸出金利	HKMA香港 ペーR	韓国オフ シヤルR	台湾中銀 ディスカントR	中銀翌日物 貸出金利	タイ 翌日物金利	MAOPRATE Index	VNREFINC Index	インドネシア リファレンスR	フィリピン 翌日 物借入金 金利	インド レボR
2012年12月	0.30917	6.00	0.50	2.75	1.875	0.61	2.750	3.00	9.00	5.75	3.50	8.00
2013年12月	0.22091	6.00	0.50	2.75	1.875	0.64	2.000	3.00	7.00	7.50	3.50	7.75
2014年12月	0.18090	5.60	0.50	2.00	1.875	0.77	2.000	3.25	6.50	7.75	4.00	8.00
2015年12月	0.17091	4.35	0.75	1.50	1.625	1.21	1.500	3.25	6.50	7.50	4.00	6.75
2016年12月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	1.17	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2017年1月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	0.75	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	1.05	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
3月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.54	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25

※日銀は金融市場調節を2013年4月よりマネタリーベースに変更。3Month-TIBORを参考記載。

※シンガポールは金融市場調節を為替レートにより実施。中央銀行翌日物貸出金利(Standing Facility Borrowing Rate)を参考記載。

■実質GDP成長率（前年比、前年同期比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2012年	1.50	7.90	1.70	2.30	2.06	3.70	7.30	5.50	5.25	6.03	6.70	4.83
2013年	2.00	7.80	3.10	2.90	2.20	4.68	2.80	4.70	5.42	5.56	7.10	4.73
2014年	0.35	7.30	2.80	3.30	4.02	3.28	0.80	6.00	5.98	5.01	6.20	6.50
2015年	1.23	6.90	2.40	2.80	0.72	1.95	2.90	5.00	6.68	4.88	5.90	7.20
2016年	1.00	6.70	1.90	2.80	1.40	1.98	3.20	4.20	6.21	5.01	6.80	7.90
2017年1-3月									5.10			

※空欄は数値算定中

■CPI消費者物価指数（前年比、前年同月比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2012年	▲0.04	2.65	4.06	2.20	1.93	4.58	3.02	1.68	6.81	3.98	3.16	9.30
2013年	0.35	2.63	4.33	1.30	0.79	2.38	2.19	2.09	6.04	6.40	2.93	10.92
2014年	2.73	1.99	4.43	1.30	1.20	1.03	1.90	3.16	1.84	6.42	4.18	6.38
2015年	0.80	1.44	3.00	0.70	▲0.31	▲0.52	▲0.90	2.10	0.60	6.38	1.43	5.88
2016年	▲0.13	2.10	2.42	1.30	1.40	▲0.53	0.19	2.09	4.74	3.53	1.78	4.97
2017年1月	0.40	2.50	1.30	2.00	2.25	0.60	1.55	3.20	5.22	3.49	2.70	3.17
2月	0.30	0.80	▲0.10	1.90	▲0.04	0.70	1.44	4.50	5.02	3.83	3.30	3.65
3月							0.76		4.65	3.61		

※空欄は数値算定中

（出所）各国（地域）統計，政府発表，ブルームバーグ

みなと銀行上海駐在員事務所

中国長江デルタ経済圏へ進出をされている、または、今後進出や投資をご検討されているお客さまのサポート

上海駐在員事務所では、このようなサービスをご提供しております。

- 中国の金融経済等各種情報の提供
- 中国企業及び日系・外資系企業の動向調査
- お客さまの中国進出に関する支援活動



中華人民共和国上海市銅仁路 195 号 中欣大廈 3312 号室
TEL. 86-21-6289-8080 FAX. 86-21-6289-8608

みなと銀行 上海駐在員事務所長 的場 稔

みなと銀行上海駐在員事務所は、2007年4月に開所し、日本からの派遣社員1名、ローカルスタッフ1名の計2名体制で業務にあたっています。

中国経済の成長減速などもささやかれています。経済規模、日本との経済面での関係を見れば、決して無視することのできない国であります。

中国を生産拠点との位置付けから消費市場との位置付けとし、更なる市場拡大を企図している企業も見られます。

当上海事務所は、中国に進出されているお客さまへの情報発信、現地ビジネスマッチング、商談会、セミナーの開催など海外ビジネス支援を行っております。

ご要望等ございましたら当上海駐在員事務所までお気軽にご相談下さい。



お問い合わせ

みなと銀行
国際業務部アジア室

〒851-0193 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
TEL.078-333-3283 FAX.078-331-7796